

社会福祉法人北区社会福祉事業団

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法 に基づく一般事業主行動計画

(令和7年度～12年度)

はじめに

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備し、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。

この法律において、企業は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとしております。常時雇用する職員が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされました。

社会福祉法人北区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、この法律に基づき、事業主の責務として「社会福祉法人北区社会福祉事業団次世代育成支援行動計画（平成23年度～27年度）」を新たに策定し、平成27年度からは「第2期行動計画（平成27年度～31年度）」として計画を変更、令和2年度からは「第3期行動計画（令和2年度～6年度）」として計画を変更、継続し、職員の職場環境の整備を推進してきました。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画については、令和2年4月に策定し、5年間の計画期間を満了するところですが、このたび、この2つの行動計画の期間満了に伴い、一体的な計画として、「社会福祉法人北区社会福祉事業団女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（令和7年度～12年度）」を策定し、職員と職場の環境整備を一層推進するため、制度の整備や周知、意識啓発をさらに図ることとしました。

この計画は一般事業主行動計画として、事業主の立場から当事業団の職員を対象に策定したものです。女性職員のみなさんが活躍することができるとともに、職員のみなさんが、父親として、母親として、また、地域社会の構成員として、子育てに対する理解を深め協力し合うことで、安心して次世代を担う子どもを育むことができることを願っています。

令和7年3月

社会福祉法人 北区社会福祉事業団理事長 内田 隆

1. 目的

この計画は、職員が安心して仕事と家庭生活を両立できる環境を整備し、事業団全体としての働き方改革を推進することを目的とし、職員が子育てや介護といった家庭の事情を抱えながらも、十分に能力を発揮できるようにするために、具体的な施策を講じることで、職場全体の生産性と職員満足度の向上を図るとともに、男性職員を含むすべての職員が育児や介護の重要性を理解し、積極的に関わることで、より良い職場環境を形成することを目指す。この取り組みを通じて、社会福祉法人としての使命を果たし、地域社会に貢献するとともに、職員が誇りを持って働ける職場を実現する。

2. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

【これまでの計画期間】

第1期 令和2年4月1日～令和7年3月31日（女性活躍）

第1期 平成22年4月1日～平成27年3月31日（次世代）

第2期 平成27年4月1日～令和2年3月31日（次世代）

第3期 令和2年4月1日～令和7年3月31日（次世代）

3. 計画策定の際の基本的視点

(1)職員の仕事と生活の調和の推進

働き方改革を通じて、職員のワークライフバランスを尊重する。

(2)職員の仕事と子育ての両立の推進

育児中の職員が安心して働ける制度と環境を整備する。

(3)事業団全体で取り組むという視点

全職場が協力し、組織として一体感を持って取り組む。

(4)事業団の実情を踏まえた取組の推進

実際の勤務状況やニーズを把握し、現場に即した施策を実施する。

(5)取組の成果という視点

具体的な数値目標を設定し、結果を評価・改善する。

4. 取組み内容

計画の実現には子育てに係わる職員はもとより所属長、職場の同僚職員なども含む積極的な取り組みが不可欠であるため、関係する職員の行動についても示している。

目標１：職業生活と家庭生活との両立に関する目標

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を５０％以上にすること

女性社員・・・取得率を８０％以上にすること

<目標を達成するための対策>

- 男性職員の育児休業に関する情報を発信
- 各職場における休業者の業務力バー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、DX化など）・実施

目標２：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

育児休業等の制度についての職員向けのパンフレットを作成し、管理職及び職員に入手し、制度の周知を図る。

<目標を達成するための対策>

- 制度に関するパンフレットの作成・配布
- 管理職及び職員を対象とした研修及び内部ポータルなどによる全職員への周知

目標３：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間１２日以上とする。

<目標を達成するための対策>

- 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 社内報などで取得促進の周知を行う

5. おわりに

この計画を実施することにより、すべての職員が子育てに対する理解を深め、共に支え合い、安心して子育てに取り組める環境づくりに取り組んでまいります。

社会福祉法人 北区社会福祉事業団

次世代育成支援行動計画

令和7年3月発行

社会福祉法人北区社会福祉事業団庶務課

〒114-0016

東京都北区上中里 2-45-2

電話 03 (5390) 6004